

小規模事業者の事業承継支援

台東区で10年以上事業を営み事業承継を行う予定の

小規模事業者[※]に、下記①②の支援をいたします。

2023年4月3日～
予算満了まで
募集！



1

「事業承継計画」の策定を専門家が支援します
(専門家と4～5回の面談を通し、事業承継のスケジュール等の計画を策定します)

2

策定した「事業承継計画」に基づいて、
生産力・販売力・集客力向上のための店舗改修や
設備の購入等をしたときに経費の一部を助成します

助成限度額・助成率

50万円

- 対象経費の1/2以内
- 商店街に加入している事業者は2/3以内

経費区分

対象経費

設備費

必要な設備・備品の購入費、
修繕費など

工事費

店舗の設計費、店舗デザイン費、
工事費、改修費、修繕費など

- ※ 事業承継計画認定後、認定の翌年度の3月15日までに支払いをした経費が対象です
- ※ 消費税は対象外です。

助成対象者の要件

以下①～⑥すべてに該当し、「事業承継計画」を策定・実行した事業者

- ① 中小企業基本法に規定する小規模企業者(製造業は従業員20人以下。卸売業・小売業・サービス業は従業員5人以下)※従業員とは、「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。
- ② 区内に本社(法人は登記上の本店所在地、個人事業主は主たる事業所)があり、本社を有することになった日から起算して、10年以上区内で事業を営み、かつ、引き続き区内で事業を継続する意向(後継者に事業承継の予定)がある事業者
- ③ 大企業が経営に実質的に参画していない者
- ④ 申告の完了した直近の事業年度の法人住民税又は個人住民税を滞納していない者
- ⑤ 暴力団関係者が経営に関与しない事業者
- ⑥ 風俗営業等を営む事業者でない者

裏面もご覧ください

■事業の流れ



■申請時 提出書類

	法人	個人事業主
1	登記簿謄本の写し ・台東区に本店登記がされているもの ・発行後3か月以内のもの	開業届の写し ・台東区に本拠地があるもの
2	直近2期分の決算報告書 (①～③の箇所のみ) ①貸借対照表 ②損益計算書 ③販売費及び一般管理費	下記①および②の写し ① 直近2期分の確定申告書(B 第一表のみ) ② 青色申告書(貸借対照表・損益計算書の部分のみ) または 白色申告収支書(収支内訳書の部分のみ)
3	直近の法人税(その1) または 法人事業税の納税証明書 ※領収書・確定申告書不可	直近の所得税(その1)または個人事業税の納税証明書 ※領収書・確定申告書不可
4	会社・事業の概要がわかるもの(お店のチラシ・商品のカタログなど)	
5	所定申請用紙(支援申請書・申請前確認リスト) ※事業団のウェブサイトよりダウンロードしてください	
6	【商店街に加入している事業者のみ】 商店街に加入していることが証明できるもの (商店街名簿・商店街等代表者の確認書・商店街振興組合の領収書等)	

■留意点

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 助成対象となった企業は、企業情報サイト「たいとう企業ナビ」への登録をしていただきます。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 一般的な市場価格に対して著しく高額な場合は対象となりません。
- ・ 事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団の職員が事業所へお伺いする場合がございます。

お問合せ・お申込み先

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

TEL 03-5829-4124 FAX 03-5829-4127 URL <https://www.taito-sangyo.jp/>

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分